

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年1月29日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 収入調定の時期が遅延しているものが散見され、徴収すべき額の算定を誤っているものもあった。（栗林公園観光事務所）</p> <p>(イ) 平成25年度に徴収すべきものを平成26年度に収入調定しているものがあった。また、納期限を20日以上経過しても督促状を発行していないものがあった。（栗林公園観光事務所）</p> <p>(ウ) 入園料の収納事務等を委託しているが、受託者が平成25年度末に受領し4月1日に県へ納付した入園料を平成26年度分の歳入として調定していた。（栗林公園観光事務所）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 委託料の額の変更を伴う確定通知を行ったときは、支出負担行為の減額変更をする必要がある。また、受託者から請求書の提出が遅れており、委託料の支払が完了</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 平成26年度調定額の誤っていた案件は新単価との不足分を追加で徴収した。</p> <p>平成27年度は4月中に収入調定を行い、徴収済みである。</p> <p>今後は、収入調定の必要な許可と調定登録の確認を徹底し速やかに調定、徴収を行う。</p> <p>(イ) 収入調定については、今後、調定の確認を徹底する。また、督促状については速やかに交付した。</p> <p>今後は、督促状の発送期限に注意するとともに、納付を促す。</p> <p>(ウ) 平成26年度末については、受託者が平成27年3月31日に受領し、4月1日に県へ納付した入園料等を、平成26年度の歳入として調定した。今後も、年度末に受領する入園料等の年度区分に十分注意して調定を行う。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 支出負担行為の減額を行うとともに、受託者に請求書提出の督促を行い、支払を完了した。</p> <p>今後、適切かつ迅速な処理を行うよう努める。</p>

	<p>していなかった。(交流推進課)</p> <p>(イ) 補助事業調査調書は、提出された実績報告書に基づいて作成する必要がある。(交流推進課)</p> <p>ウ 契約について</p> <p>業務委託契約について、総価見積りの一般競争入札が不調になり、再度公告して入札に付すべきところを、見積方法を単価見積りに変更して随意契約としていた。また、予定価格の設定方法についても検討する必要がある。(栗林公園観光事務所)</p> <p>エ 自主検査について</p> <p>県に事務局を置く任意団体については、所属長が年2回以上自主検査を行う必要があるが、所管する団体について自主検査を行っていなかった。(栗林公園観光事務所)</p>	<p>(イ) 実績報告書に基づいて補助事業調査調書を修正した。</p> <p>今後、適切な処理を行うよう努める。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>平成27年度は、適正な市場価格から予定価格を設定し、一般競争による入札を行った。今後とも、会計規則等に基づき適正な処理を行う。</p> <p>エ 自主検査について</p> <p>平成27年3月26日に自主検査を実施した。</p> <p>今後、適正に自主検査を行うこととする。</p>
--	---	---